

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休日に  
あたる  
日は、  
翌日  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の新設等（地方課）  
土地改良法による換地処分（農村整備課）

## 告 示

### 鳥取県告示第五百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大幡地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字  
の名称

吉長字中通

同上の区域（平成元年二月六日現在の地番による。）

吉長字欠田二二七の五の一部、二二八の五、二二八の六の一部、二二九の二から二二九の七まで、二二〇の一、二二〇の二の一部、二二〇の四の一部、二二〇の一から二二〇の三までの一部、二二二の一の一部、二二二の二、二二二の三、二二二の四の一部、二二二の五、二二二の六、二二二の七の一部、二二二の八、二二二の九の一部、二二三の二、二二三の三の一部、二二三の四、二三四の一部、二三五の一部、二三五の二、二三五の三、二三七の一部及びこれらと一体をなす国有地  
吉長字北田二六八、二六九、二七〇の二から二七〇の四まで、二七一から二七三まで、二七四の二及びこれらと一体をなす国有地  
吉長字下天場一 四七二の一、四七三の一の一部、四七四の一の一部、四七五、四七六及びこれらと一体をなす国有地  
吉長字下天場一 四七七の一、四七七の三、四七八の一、四七八の四、四七九の三、四八〇の四、四八〇の七、四八一の一、四八一の二、四八二の一、四八二の二、四八三  
吉長字北田ノ二の全域  
吉長字蟻道のうち四九一の二、四九一の三の一部、四九二の一、四九二の四の一部、四九九の三、五〇〇の五の一部、五〇一の一、五〇一の二、五〇一の三の一部、五〇一の四の一部、五〇二及びこれらと一体をなす国有地並びに四九〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域  
吉長字切通五〇八の二の一部、五三〇の一の一部、五三〇の二の一部、五三一の八及びこれらと一体をなす国有地

岸本字大道路	岸本字ガケノ下	押口字天場
岸本字トウバ島八の一から八の三までの一部、一〇の一部、一一、一二から一八までの一部、一八の一部、二四の一部、二五の一部、二六、二七の一部及びこれらと一体をなす国有地 岸本字大道路タノ下モのうち二八の一部、三〇の一部、三	岸本字ガケノ下ノ下モの一の一部、一の一部、一の一部、二、三、三の一部、四から七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 岸本字トウバ島八、八の一から八の三までの一部、九、一〇の一部、一二から一八までの一部及びこれらと一体をなす国有地 岸本字ガケノ下タ上二〇二の一部、一〇三、一〇四、一〇四の一部、一〇五及びこれらと一体をなす国有地の一部 岸本字下ノ澤一〇六から一〇八までの一部及びこれらと一体をなす国有地 岸本字砂田一四七の二の一部	押口字八反田八〇の一の一部、八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇の二と一体をなす国有地の一部 押口字三日市頭八二の七の一部、八二の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 押口字三日市上九四の三、九五の一、九六の一、九六の三、九七の一から九七の六まで及びこれらと一体をなす国有地 押口字天場ノ一 九八の一、九八の二の一部、九八の三の一部、九八の四から九八の八まで、九八の九の一部、九八の一〇、九八の一の一部、九八の一二、九九の一の一部、九九の二、一〇〇の一の一部、一〇〇の三の一部、一〇〇の四の一部、一〇〇の五、一〇〇の六の一部 押口字三日市下一二五の三、一二五の五の一部、一二五の六、一二八の三の一部

遠藤字カツキヨ	区域を変更する 字の名称
遠藤字カツキヨのうち一の一部、一の一部、一の一部、一の一部、二の一部、三の一部、五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三と一体をなす国有地	一の一部、三二、三三の一部、三四の一部、三四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 岸本字江ゴ田四二の一部、四三の一部、四四の一部、四四の二の一部、四五の一の一部、四五の三、四六から五〇まで、五一の一から五一の三まで、五三の一、五三の二、五三の四、五三の五、五四の三から五四の五まで、五五の二、五五の三、五六の三の一部、五九の四及びこれらと一体をなす国有地 岸本字大道路ノ上七九の三から七九の六まで、八一の三、八二の三、八二の四、八三の三、八三の四、八三の五の一部、八四の一から八四の三まで、八五の一、八五の二、八六、八七、八八の一から八八の六まで、八九、九〇の一、九〇の二、九一、九二、九四、九四の一、九四の二、九五、九五の一、九九、一〇〇の一から一〇〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 岸本字ガケノ下タ上二〇一の一部、一〇一の二の一部、一〇一の三、一〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地 岸本字砂田一四六の五、一四七の二の一部、一四八の四、一五〇の一部、一五一、一五二の一の一部、一五二の二の一部、一五五の一部及びこれらと一体をなす国有地 岸本字北原一七七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五六と一体をなす国有地の一部 押口字村ノ上一の一部及びこれらと一体をなす国有地 押口字三日市頭八二の一の一部、八二の三から八二の五まで、八二の七の一部、八二の八、八二の一〇の一部、八三の四、八四の四、八五の三

<p>遠藤字サツヘイ</p>	<p>の 一 部 以 外 の 区 域 吉長字欠田二二七の二の一部、二二七の三の一部、二二八の三の一部、二二八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二八の三と一体をなす国有地の一部 吉長字切通五一四の一部、五一五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇五、五一三の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>遠藤字サツヘイ</p>	<p>遠藤字カツキョーの 一 の 一 部、一 の 二、一 の 三 の 一 部、一 の 四 の 一 部、二 の 一 部、三 の 一 部、五 の 二 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 並 び に 三 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 遠藤字サツヘイのうち九一の二、九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 遠藤字大地木一二九の二、一三〇の二、一三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 吉長字橋詰一九二の四、一九二の五、一九三の二</p>
<p>遠藤字芋川</p>	<p>遠藤字芋川の 全 域 遠藤字大地木一二九の 一 の 一 部、一 三 〇 の 一 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 遠藤字中島一三五の 一 部、一 三 六 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地</p>
<p>遠藤字中島</p>	<p>遠藤字大地木一三三の 一 部、一 三 四 の 一 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 遠藤字中島のうち一三五の 一 部、一 三 六 の 一 部、一 三 七 の 三 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 以 外 の 区 域</p>
<p>遠藤字向河原</p>	<p>遠藤字大地木一三四の 一 の 一 部、一 三 四 の 二 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 遠藤字向河原のうち一四四の 二 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地</p>
<p>吉長字破更</p>	<p>す 国 有 地 以 外 の 区 域 吉長字破更のうち一七七の 二 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 並 び に 一 七 六 の 二、一 七 六 の 三、一 七 七 の 二、一 九 〇 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 以 外 の 区 域 吉長字橋詰一九五内第一の 一 部、一 九 六 の 一 部、一 九 七 の 二 の 一 部、一 九 七 の 三 の 一 部、二 〇 一 の 二 の 一 部 遠藤字大地木一二九の 一 の 一 部、一 三 〇 の 一 の 一 部、一 三 一 の 一 の 一 部、一 三 一 の 二 の 一 部、一 三 二、一 三 三 の 一 部、一 三 四 の 一 の 一 部、一 三 四 の 二 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 遠藤字中島一三五の 一 部、一 三 七 の 三 の 一 部 遠藤字向河原一四四の 二 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地</p>
<p>吉長字向河原</p>	<p>吉長字向河原のうち一六二の 一 から 一 六 二 の 五 ま で と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 以 外 の 区 域 吉長字家ノ上ノ二 一 二 四 の 二、一 二 四 の 三、一 二 五 の 一、一 三 八 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 吉長字松日山の 全 域 吉長字向河原一六二の 一 から 一 六 二 の 五 ま で と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 吉長字破更一七七の 二 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 並 び に 一 七 六 の 二、一 七 六 の 三、一 七 七 の 二、一 九 〇 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 吉長字橋詰のうち一九五内第一の 一 部、一 九 六 の 一 部、一 九 七 の 二 の 一 部、一 九 七 の 三 の 一 部、二 〇 一 の 二 の 一 部 以 外 の 区 域 吉長字向田のうち二一四の 四、二 二 三 の 二 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 以 外 の 区 域 吉長字欠田二二七の 一、二 二 七 の 二 の 一 部、二 二 七 の 三 の 一 部、二 三 〇 の 二 の 一 部、二 三 一 の 一 から 二 三 一 の 三 ま で</p>
<p>吉長字向田</p>	<p>吉長字向田のうち二一四の 四、二 二 三 の 二 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 以 外 の 区 域 吉長字欠田二二七の 一、二 二 七 の 二 の 一 部、二 二 七 の 三 の 一 部、二 三 〇 の 二 の 一 部、二 三 一 の 一 から 二 三 一 の 三 ま で</p>

<p>吉長字家ノ上ノ二</p>	<p>の一部、二四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 遠藤字カツキョ一の三の一部及びこれと一体をなす国有地 並びに一の二から一の四までと一体をなす国有地の一部 遠藤字サツヘイ九一の二、九一の三の一部及びこれらと一 体をなす国有地</p>
<p>吉長字家ノ上ノ</p>	<p>吉長字家ノ上ノ二のうち二二四の二、一二四の三、一二五 の一、一三八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>吉長字欠田</p>	<p>吉長字欠田のうち二二七の一から二二七の五まで、二二八 の一から二二八の六まで、二二九の一から二二九の七まで、 二三〇の一から二三〇の四まで、二三一の一から二三一の 三まで、二三二の一の一部、二三二の二、二三二の三、二 三二の四の一部、二三二の五、二三二の六、二三三の一の 一部、二三三の二、二三三の三の一部、二三三の四、二三 四の一部、二三五の一の一部、二三五の二、二三六、二三 七の一部、二四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有 地以外の区域</p>
<p>吉長字北田</p>	<p>吉長字北田二五五の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>吉長字切通</p>	<p>吉長字向田二二三の二と一体をなす国有地の一部 吉長字欠田二二七の二の一部、二二七の三の一部、二二七 の四、二二七の五の一部、二二八の一、二二八の二、二二 八の三の一部、二二八の四の一部、二二八の六の一部、二 三〇の二の一部、二三〇の三、二三〇の四の一部及びこれ らと一体をなす国有地の一部 吉長字蟻道四九一の二、四九一の三の一部、四九二の一、</p>
<p>吉長字下天場二</p>	<p>四九二の四の一部、四九九の三、五〇〇の五の一部、五〇 一の一、五〇一の二、五〇一の三の一部、五〇一の四の一 部、五〇二及びこれらと一体をなす国有地並びに四九〇の 二と一体をなす国有地の一部 吉長字切通のうち五〇八の二の一部、五一四の一部、五一 五の一部、五三〇の二の一部、五三〇の三の一部、五三一 の八及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇五、五一一 の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>吉長字下天場一</p>	<p>吉長字下天場二のうち四七七の一、四七七の二、四七八の 一、四七八の四、四七九の三、四七九の四、四八〇の一、 四八〇の四、四八〇の七、四八〇の八、四八一の一、四八 一の二、四八二の一、四八二の二、四八三以外の区域</p>
<p>吉長字七反田</p>	<p>吉長字中井手口三四二の三の一部 吉長字出口三九五の一、三九六の三、三九六の四、三九七 の一、三九七の二、三九八の一の一部、三九八の二、三九 九の一部、四〇〇、四〇〇の一、四〇一の三、四〇二、四 〇三の三、四〇三の四及びこれらと一体をなす国有地 吉長字山道ノ下四〇四の一の一部、四〇四の四の一部、四 〇五の一の一部、四〇五の二の一部、四〇五の五の一部、 四〇七の一部、四〇七の一、四〇八の一部、四〇八の一の 一部、四一二の一部 吉長字築原道ノ下四三五の一部及びこれと一体をなす国有 地並びに四三四の四、四三六、四三八、四三九、四四一の 一、四四一の二と一体をなす国有地の一部 吉長字七反田の全域 吉長字清水田のうち四六五の一部、四六六の一の一部、四 六六の二、四六七の一の一部、四六八の二の一部、四六九</p>

	<p>の二の一部、四七〇の一の一部、四七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>吉長字下天場一 四七二の四、四七三の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>吉長字下天場二 四七九の四、四八〇の一、四八〇の八</p> <p>押口字シジラ田三〇一の一の一部、三〇五の一部、三〇六の一、三〇六の二の一部、三〇八の一の一部、三〇九、三一〇の一、三一一の一、三一一の二、三一一の三、三一一の四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	吉長字出口	<p>吉長字出口のうち三九五の一、三九六の三、三九六の四、三九七の一、三九七の二、三九八の一、三九八の二、三九九、四〇〇、四〇〇の一、四〇一の三、四〇二、四〇三の三、四〇三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>吉長字山道ノ下四〇四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	吉長字中井手口	<p>吉長字中井手口のうち三四〇の一、三四一の三、三四二の一から三四二の三まで、三四三の三、三四三の四、三四四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	吉長字築原道ノ下	<p>吉長字築原道ノ下のうち四二三の一の一部、四二三の二の一部、四二七の一部、四二八の一の一部、四二九の一部、四三一の一部、四三五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二三の二、四三四の四、四三六、四三八、四三九、四四一の一、四四一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>吉長字清水田四六五の一部、四六六の一の一部</p> <p>押口字水尻一九四の一の一部、一九四の二、一九六の一部、一九七の一の一部、一九七の二、一九八の一の一部、一九八の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>押口字野本ノ上二七三と一体をなす国有地の一部</p>		
吉長字水尻	<p>吉長字水尻のうち四一六の一の一部、四二〇の六の一部、四二〇の一〇の一部以外の区域</p>	押口字シジラ田	<p>押口字シジラ田のうち二九九の一、三〇〇、三〇一の一、三〇一の二、三〇二の一、三〇三から三〇五まで、三〇六の一、三〇六の二、三〇七、三〇八の一、三〇八の二、三〇九、三一〇の一、三一〇の二、三一〇の三、三一〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	押口字河原田	<p>押口字水尻一九七の一の一部、一九八の一の一部、一九九、二〇〇の一部、二〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>押口字上築原二五四の一の一部、二五五の二、二五六の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>押口字野本ノ上のうち二七三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>押口字下野本の全域</p> <p>押口字シジラ田二九九の一、三〇〇、三〇一の一の一部、三〇一の二、三〇二の一、三〇三、三〇四、三〇五の一部、三〇六の一の一部、三〇六の二の一部、三〇七、三〇八の一の一部、三〇八の二、三〇九の一部、三一〇の一部、三一〇の二、三一〇の三、三一〇の四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>押口字河原田の全域</p>	吉長字築原道ノ下	<p>吉長字築原道ノ下四二七の一部、四二八の一の一部、四二九の一部、四三一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>吉長字清水田四六六の一の一部、四六六の二、四六七の一の一部、四六八の二の一部、四六九の二の一部、四七〇の一の一部、四七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	押口字上築原	<p>押口字上築原のうち二五三の二、二五四の一、二五五の二、二五六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>押口字上ノ橋</p>	<p>押口字村ノ東三〇の二、三〇の三の一部、三一の五の一部、三二の一部、三三の二の一部、三三の二、三三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇の六と一体をなす国有地の一部</p> <p>押口字北畑一七四の二、一七四の四、一七五の一、一七九から一八二まで、一八四、一八五及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>押口字水尻のうち一八六、一九四の一部、一九四の二、一九六の一部、一九七の一、一九七の二、一九八の一部、一九八の二、一九九、二〇〇の一部、二〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>押口字上ノ橋の全域</p> <p>押口字猿ヶ坂の全域</p> <p>押口字上築原二五三の二、二五四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>吉長字水尻四二〇の六の一部、四二〇の一〇の一部</p> <p>吉長字築原道ノ下四二三の一の一部、四二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二三の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>押口字山道ノ下</p>	<p>押口字山道ノ下のうち一四二の一の一部、一四二の二、一四二の三、一四三の一の一部、一四三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>押口字水尻一八六及びこれと一体をなす国有地</p> <p>吉長字中井手口三四二の三の一部</p> <p>吉長字出口三九八の一の一部、三九九の一部</p> <p>吉長字山道ノ下のうち四〇四の一の一部、四〇四の二から四〇四の四まで、四〇五の一の一部、四〇五の二から四〇五の四まで、四〇五の五の一部、四〇七の一部、四〇七の一、四〇八の一部、四〇八の一の一部、四一二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>押口字北畑</p>	<p>吉長字水尻四一六の一の一部</p> <p>押口字北畑のうち一七四の二、一七四の四、一七五の一、一七九から一八二まで、一八四、一八五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>押口字村ノ東</p>	<p>押口字村ノ東のうち二三の一部、三〇の二、三〇の三の一部、三一の五の一部、三二の一部、三三の一の一部、三三の二、三三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇の六と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>岸本字ガケノ上九八七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>押口字村ノ上</p>	<p>押口字村ノ上のうち一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>押口字村ノ東二三の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>岸本字ガケノ下ノ下モ一の一部、一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>岸本字トウバ島一八の一部、一八の一の一部、二二、二三、二四の一部、二五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>岸本字大林九五三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>押口字屋舗分</p>	<p>押口字屋舗分のうち四七の三、四七の六の一部、四七の七、四八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>押口字見通り田</p>	<p>押口字天場ノ一 九九の一の一部、一〇〇の一の一部、一〇〇の二</p> <p>押口字見通り田のうち一一五の一部、一一七の一から一一七の三までの一部、一二二の一の一部、一二二の一、一二三の一の一部、一二四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>押口字荒神ノ下 一三七の一の一部、一三七の二の一部</p>

押口字荒神ノ下	<p>押口字天場ノ一 九八の二の一部、九九の一の一部          押口字見通り田一五五の一部、一一七の二から一一七の三          までの一部、一一二の二の一部、一一二の二、一一三の一          の一部、一二四及びこれらと一体をなす国有地          押口字三日市下二二五の四、一二五の五の一部、一二八の          三の一部及びこれらと一体をなす国有地          押口字荒神ノ下のうち一三七の一の一部、一三七の二の一          部以外の区域          押口字山道ノ下一四二の二の一部、一四二の二、一四二の          三、一四三の二の一部、一四三の二及びこれらと一体をな          す国有地          吉長字中井手口三四〇の一、三四一の三、三四二の一、三          四二の二、三四三の三の一部、三四三の三、三四三の四、          三四四の一及びこれらと一体をなす国有地          吉長字山道ノ下四〇四の二の一部、四〇四の三、四〇四の          四の一部、四〇五の二の一部、四〇五の二の一部、四〇五          の三、四〇五の四、四〇五の五の一部及びこれらと一体を          なす国有地並びに四〇五の一と一体をなす国有地の一部</p>
押口字三日市下	<p>押口字三日市下のうち一二五の三から一二五の六まで、一          二八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
押口字家ノ上	<p>押口字屋鋪分四七の三、四七の六の一部、四七の七、四八          の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四八の一と一体          をなす国有地の一部          押口字家ノ上の全域          押口字八反田のうち八〇の一の一部、八〇の二の一部及び          これらと一体をなす国有地並びに八〇の二と一体をなす国          有地の一部以外の区域          押口字三日市頭八二の一の一部、八二の七の一部          押口字天場ノ一 九八の三の一部、九八の九の一部、九八          の一一の一部、一〇〇の三の一部、一〇〇の四の一部、一</p>
押口字三日市上	<p>〇〇の六の一部          岸本字トウバ島二四の一部、二七の一部及びこれらと一体          をなす国有地          岸本字大道端タノ下モ二八の一部、三〇の一部、三一の一          部、三二、三三の一部、三四の一部、三四の一の一部及び          これらと一体をなす国有地          岸本字江ゴ田四二の一部、四三の一部、四四の一の一部、          四四の二の一部、四五の一の一部及びこれらと一体をなす          国有地</p>
押口字三日市頭	<p>押口字三日市頭のうち八二の一、八二の三から八二の五ま          で、八二の七、八二の八、八二の一〇の一部、八三の四、          八四の四、八五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の          区域</p>
岸本字ガケノ上	<p>岸本字ガケノ上のうち九八七と一体をなす国有地の一部以          外の区域</p>
岸本字大林	<p>岸本字大林のうち九五三と一体をなす国有地の一部以外の          区域</p>
岸本字ガケノ下	<p>モ岸本字ガケノ下ノ下モ一の一から一の三まで、二と一体          をなす国有地の一部</p>
岸本字江ゴ田	<p>岸本字江ゴ田のうち四二、四三、四四の一、四四の二、四          五の一、四五の三、四六から五〇まで、五一の一から五一          の三まで、五三の一、五三の二、五三の四、五三の五、五          四の三から五四の五まで、五五の二、五五の三、五六の三</p>

岸本字北原	<p>岸本字北原のうち一三七の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一五六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
岸本字北原	<p>岸本字北原のうち一三七の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一五六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
岸本字北原	<p>岸本字北原のうち一三七の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一五六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
岸本字砂田	<p>岸本字ガケノ下タ上一〇一の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>岸本字砂田のうち一三三、一三四、一三四の一から一三四の三まで、一三五の一部、一三六の一の一部、一三六の二の一部、一三七の一部、一四〇の一の一部、一四一の一の一部、一四二の一、一四六の五、一四七の二、一四八の四、一五〇の一部、一五一、一五二の一の一部、一五二の二の一部、一五五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四三の一、一四五、一四六の二、一四七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>岸本字塚原二二七の二、二二七の四、二二七の五、二二八の一部、二二八の一の一部、二二八の二の一部、二二九、二二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
岸本字下ノ澤	<p>岸本字ガケノ下タ上一〇二、一〇四と一体をなす国有地の一部</p> <p>岸本字下ノ澤のうち一〇六から一〇八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
岸本字上ノ澤	<p>岸本字上ノ澤の全域</p> <p>岸本字砂田一三三、一三四、一三四の一から一三四の三まで、一三五の一部、一三六の一の一部、一三六の二の一部、一三七の一部、一四〇の一の一部、一四一の一の一部、一四二の一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>岸本字塚原二一八の一部、二一八の一の一部、二一八の二の一部、二二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>岸本字コブケ二二一から二二七まで、二三〇から二三三まで、二三四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>岸本字堀端二三六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
岸本字コブケ	<p>岸本字コブケ二二八、二二九及びこれらと一体をなす国有地並びに二二五、二二六、二三〇と一体をなす国有地の一部</p>
岸本字堀端	<p>岸本字塚原二二四、二二五、二二五の一から二二五の三まで、二二八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>岸本字コブケ二三四の一部、二三四の一、二三五及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>岸本字堀端のうち二三六の一部、二四五の一の一部、二四五の二、二四六の一の一部、二四六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>岸本字河原平二四九、二五〇、二五一の一から二五一の三まで、二五二の一、二五二の三、二五四の一の一部、二五五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
岸本字塚原	<p>岸本字塚原のうち二一四、二一五、二一五の一から二一五の三まで、二二七の二、二二七の四、二二七の五、二二八、</p>



岸本字河原平	二一八の一、二一八の二、二一九、二二〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
岸本字大町	岸本字掘端二四五の一の一部、二四五の二、二四六の一の一部、二四六の二及びこれらと一体をなす国有地 岸本字河原平二五四の一の一部、二五四の五、二五五の一部、二五五の一、二五五の三及びこれらと一体をなす国有地 岸本字大町の全域 岸本字石脇三九三の一と一体をなす国有地の一部 岸本字岩屋ケ本五五一の三の一部
岸本字石脇	岸本字石脇のうち三九三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
岸本字岩屋ケ本	岸本字岩屋ケ本のうち五五一の三の一部以外の区域
廢止する字の名称	遠藤字大地木、吉長字松日山、吉長字橋詰、吉長字山道ノ下、吉長字清水田、吉長字北田ノ二、吉長字蟻道、押口字八反田、押口字天場ノ一、押口字水尻、押口字猿ヶ坂、押口字野本ノ上、押口字下野本、岸本字トウバ島、岸本字大道端タノ下モ、岸本字ガケノ下タ上

鳥取県告示第五百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業に係る大幡地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次